

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
94	④監修料の受け取り 禁止等の厳格なルールの遵守	17年1月～	着手済	<p>○監修料については、今後、これを一切受け取らないとする厳格なルールを定め、徹底するとともに、幹部職員をはじめ一定の地位にあったものが給与の一部を自主的に返納し、組織としての反省の意を表したところである。</p> <p>○また、監修作業を取りまとめ、出版社等から監修料を受領した行為は、利害関係者からの金銭の受領を禁ずる国家公務員倫理規程に違反するという国家公務員倫理審査会の見解が示されたことから、平成17年12月22日、各課の庶務班長等であった職員19名に対し、戒告処分を行うとともに、監督者14名に対しても、同日付で厳重注意(文書)の処分を行ったところである。</p> <p>○今後、このような問題で国民の信頼を損なうことのないよう、研修等により、国家公務員倫理や職員の意識改革の徹底に努めている。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
4－2 予算執行の透明性の確保					
95	①競争入札及び企画競争の原則化	16年8月～	着手済	<p>○平成16年8月から、会計法令上、随意契約できる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを基本原則とするとともに、一定金額以上等の調達案件については、平成16年10月に社会保険庁本庁に設置した「調達委員会」、平成17年4月に各地方社会保険事務局に設置した「契約審査会」において、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務全般について競争性・透明性の確保を図っている。</p> <p>○また、平成17年1月分の契約から、随意契約の透明性を確保するため、500万円以上の随意契約については、厚生労働副大臣へ事前報告を行い、さらに、100万円以上の随意契約については、平成17年3月に社会保険庁本庁に設置した「随意契約審査委員会」において、随意契約の妥当性を事後審査し、その結果をホームページに公表。</p> <p>○なお、調達業務における競争性・透明性を確保するための取組を着実に実施するため、平成17年度の調達に係る目標数値を設定し、その達成を目指しているところである。</p>	<p>(平成17年度調達に係る目標数値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約件数について、一括調達し競争入札に切替えること等により、対前年度の20%以上を削減する。 ・100万円以上の契約件数のうち、競争入札の件数が占める割合を60%以上とする。
96	②インターネットを活用した予算・決算の情報提供	17年3月～	着手済	<p>○平成17年3月から、社会保険庁ホームページ上に「予算・決算」の情報欄を新たに設置し、平成17年度予算及び平成15年度決算について、わかりやすい形で公表。</p> <p>○「予算の主要事項」欄においては、社会保険庁改革の重点施策に係る予算措置を説明するとともに、「図でみる予算の概要」欄においては、各特別会計勘定別に歳入・歳出をわかりやすく円グラフ等を用いて説明。</p> <p>○決算についても、同様に、各特別会計勘定別に歳入・歳出をわかりやすく円グラフ等を用いて説明。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
4-3 新たなチェックシステムの導入					
97	①調達委員会の設置	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月、社会保険庁本庁に「調達委員会」を設置し、一定金額以上等の調達案件について、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減を図っているところであり、平成18年1月までに28回開催。</p> <p>○地方庁においても、調達業務の適正化を図るため、各地方社会保険事務局に「契約審査会」を設置し、一定金額以上等の調達案件について、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを実施。</p>	<small>(平成18年1月末現在) 審査件数 350件 コスト削減額 約89億円(9%減)</small>
98	②予算執行についての内部監査の強化	17年1月～	着手済	<p>○平成17年1月、本庁総務部経理課内に会計事務に関する内部監査を専門的に担当する「監査指導室」を設置。</p> <p>○平成17年度の会計監査は、全地方社会保険事務局を対象に、契約事務と支払事務を担当する部署の相互牽制体制、随意契約の締結状況等について重点的に実施。</p> <p>○平成18年1月末現在、全社会保険事務局を対象に会計監査を実施し、59事項に及ぶ指摘を行い、指摘を受けた事務局のみならず、他の事務局においても自主点検を実施し、改善を講ずるよう指示することにより、適正な会計処理の徹底を図っているところである。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
4－4 予算積算と決算との乖離の是正					
99	①執行結果の予算要求への反映	18年度予算要求～	着手済	○平成18年度予算から、適用、徴収、給付、システム業務に区分積算をした上で予算要求を行うとともに、これまで毎年度要求を行う一方、実際には使用されていなかった経費及び要求内容と異なる執行が行われていた経費等について見直しを徹底し、執行結果を適正に予算要求に反映させることとしている。	
4－5 事業コストの管理・分析					
100	①事業単位コードの各業務のコスト管理への活用	17年度～	着手済	○平成16年度に設定した事業単位コードをもとに、平成17年度から地方社会保険事務局において適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理を行う仕組みを導入したところであり、効率的に事業目標を達成するためのコスト管理手法を検討することとしている。	
4－6 社会保険新組織にふさわしい特別会計の構築					
101	①政府管掌健康保険の分離、年金運営新組織の設立を踏まえた特別会計の見直し	19年度～	－	○政管健保公法人の設立に伴う厚生保険特別会計健康勘定の見直しについては、18年通常国会に提出された健康保険法等改正法案において必要な措置を行うこととしている。 ○一方、年金運営新組織の設立に伴う特別会計の見直しについては、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)」において、「厚生保険特別会計及び国民年金特別会計については、平成19年度までに統合し、無駄の排除を行うものとする」とされたところであり、平成19年を目途に統合を実施する予定。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
4－7 社会保険オンラインシステムの刷新					
102	①平成17年度中に策定する最適化計画に基づき、以下の取組を実施し、オンラインシステムの刷新を図る ・サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新、コンピュータセンター(3カ所)の機能統合などによりシステム運用経費を削減 ・原則、一般競争入札による調達、ハードウェア・ソフトウェアの分離調達などにより費用構造の透明性を確保 ・システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化 ・バックアップセンターの設置や個人情報保護対策などにより安全性・信頼性を確保	18年度～22年度	一	○社会保険オンラインシステムについては、政府全体のレガシーシステム見直しの中で、平成16年度に実施した刷新可能性調査の結果を踏まえ、平成17年度末までに最適化計画を策定し、平成18年度から22年度までの5年間で見直しを実施することとしている。 ○「社会保険業務の業務・システム最適化計画」については、平成18年2月にCIO補佐官等連絡会議に諮り、パブリックコメントを実施した上で、平成18年3月に厚生労働省情報政策会議で決定し、社会保険庁ホームページ等で公表することとしている。	
103					
104					
105					

V. 個人情報保護の徹底					
106	①個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場の実現に向けた取組の実施	17年度～	着手済	○社会保険庁の職員が行った業務目的外閲覧行為については、平成17年1月27日付で業務目的外閲覧行為者等2,694人の処分を行い、併せて監督者等579人の処分を行った。 ○業務目的外閲覧の発生を受け、平成18年1月に特別集中研修を全職員を対象に実施し、改めて業務目的外閲覧の禁止の徹底を図ったところであり、今後も個人情報保護の重要性についての認識が徹底されるよう、継続的に実効性のある職員研修等の取組を行うこととしている。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
--	----	------	----	------------------	-------

VI. 意識改革の徹底

107	①内部改善提案制度の創設	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月、日々お客様に接し、サービスを行っている第一線の社会保険事務所職員等からの改善提案を促進し、内部からの改革を積極的に進めるため、「社会保険庁内部改善提案制度」を創設。</p> <p>○社会保険庁LANの全庁用掲示板に「改善提案等投稿コーナー」を開設し、サービス向上や業務改善に向けた提案の投稿を募集。特に優れた提案については、長官表彰として顕彰するとともに、全国的な共有化を推進。</p>	(平成18年1月末現在) 改善提案件数 1,153件
108	②職員行動規範の策定及び徹底	16年12月～	着手済	<p>○平成16年12月、職員が国民本位の行政サービスを遂行する意識を涵養とともに、国家公務員としての倫理観を常に持つよう意識改革を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①お客様第一 ②国民へのサービスの向上 ③安心と信頼 ④公平・公正 ⑤個人情報の保護 ⑥法令遵守・公務員倫理 ⑦コスト意識 <p>に関する「社会保険庁職員行動規範」を策定。</p> <p>○併せて、「窓口接遇マナー3箇条」、「電話接遇マナー3箇条」、「サービス3箇条」を策定し、各職場において、お客様から見える場所に掲示し、その実施を徹底。</p>	
109	③能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度の導入	17年10月～ 一定職以上を対象に試行を実施 18年度～ 一定職以上を対象に本格実施 19年度～ 全職員を対象に本格実施	着手済	<p>○新人事評価制度については、平成17年10月より、全国8ブロックで本庁主催の研修を実施の上、社会保険事務所課長を含む一定職以上の職員を対象に、制度の本格実施に向けた試行を実施している。</p>	